

さくら市農業委員会総会議事録（令和4年6月定例総会）

1. 開催日時 令和4年6月24日（金）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 さくら市 女性アグリセンター

3. 出席委員（17人）

会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（1人） 18番 齋藤 敏一

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願いについて
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
係長 大山 昌良
主査 高野 洋

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は17名で、1名 齋藤 敏一会長が欠席ですので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長職務代理者よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長職務代理者	石田	<p>皆さんこんにちは。会長の体調が悪いということで、職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。急に暑くなりましたので、皆様、体調の管理を十分になさっていただいて、この夏を乗り切ってください。</p> <p>ただ今から、さくら市農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条第2項の規定により、会長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	石田	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長さんからお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号1件、議案第2号1件、合計2件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	石田	<p>ありがとうございます。続きまして、第2調査会の委員長さんの報告を求めます。</p>
7番	小管	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第4号6件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご</p>

		審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	石田	ありがとうございます。続きまして、第3調査会の委員長さんの報告を求めます。
17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第3号2件、議案第4号3件、合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	石田	ありがとうございます。次に、第4調査会の委員長さんの報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと調査会を行いました。第4調査会の案件がありませんので、他の調査会の案件の審議にあたりたいと思います。
議長	石田	ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。17番の七久保勉委員、20番の手塚智枝子委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	石田	担当委員の説明をお願いします。
8番	小林	ただ今の事務局の説明のとおりであります。願出人〇〇さんの今年亡くなられた父親の代からの土地でございまして、相続登記によって今回の願出となっております。本日の調査会で協議、地元推進委員さんと現地調査を行った結果、問題ないかと思しますので皆様のご審議をお願いいたします。 以上です。

議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。 続いて、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。</p>
議長	石田	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	古澤	<p>あっせん委員といたしまして、5番 伊藤委員と8番小林委員を指名いたします。</p>
議長	石田	<p>それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、5番 伊藤喜章委員と8番 小林薫委員を指名いたします。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下</p>

		<p>限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人〇〇は△△在住で、土曜・日曜・休日等は農作業に従事しております。譲渡人と譲受人は、いとこの関係にあります。</p> <p>6月15日に農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人〇〇は申請地の隣接地で大規模に△△業を営んでおり、</p>

		<p>農業に積極的に取り組んでおります。6月15日に農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番から番号5番の5件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第4号番号1番から番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>(議案第4号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>(議案第4号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、すべての農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	石田	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>議案第4号番号1番から番号5番の5件につきましては、すべて上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p>

		<p>いずれの案件も、譲渡人の〇〇及び△△が住宅建築を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は、譲渡人から一般住宅の建設を予定している譲受人への所有権移転のための案件でございます。許可をすることは何ら問題ないと判断をいたします。なお、各案件の添付書類として、金融機関より融資証明書及び残高証明書も添付されております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号番号1番から番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番から番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお農地区分は、農地の集团的広がりが約3.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	石田	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	千野根	<p>案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件の申請人〇〇が譲渡人△△より売買により太陽光発電設備を設置する案件です。 転用行為の必要性についてですが、地球温暖化対策において、これまでの原子力発電に頼る大規模発電を中心とした広域的エネルギーから、長期持続かつ環境負担の少ない自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの移行を目指して官民の動きが非常に活</p>

発になり、国が平成23年8月再生可能エネルギー措置法を制定し、翌年7月より固定価格買取制度が開始されました。この措置法に基づき国・都道府県においても積極的に大規模太陽光発電の設置を推進していることから、再生可能エネルギーの導入に取り組み、電力不足の対応と地域経済の活性化を図ることを目的に計画いたしました。

土地選定の理由につきましては、日照はほぼ良好で平坦地、計画上の敷地面積も概ね確保され、かつ道路に接道、維持管理も容易、良好な立地環境を備えた当地を選定いたしました。

土地利用計画につきましては、申請地は事業面積を29,135㎡、太陽光パネル5456枚、最大出力2700.720Kw、うち発電能力のパワコン出力1700.0Kwの低圧発電所を設置します。施設周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理徹底を図ってまいります。施設内は整地して、雨水は自然浸透の処理を施します。その他取水・排水はありません。進入路は、申請地から県道まで公簿上、個人名義の公衆用道路となっております。農地、山林の所有者と長期賃貸借契約を締結し、2020年より毎年賃借料を支払い、設置工事及び完了後の通行権も確保しております。進入路沿いに約11,000㎡の太陽光発電用地がありますが、まだ工事に着手しておりません。

資金計画につきましては、全額自己資金にてまかないます。金額は250,000,000円です。

周辺農地への被害防除対策につきましては、東側に宅地、西側に山林、南側に山林、北側に農地ですが、特に周辺農地への被害防止対策といたしまして、フェンスを建ててから施行しますので砂利の流失はありません。工作物の高さは1.8mなので日照及び通風の面でも影響はありません。

今月の2日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと考えております。

以上のような状況でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 石田

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 石田

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第4号番号6について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号7番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	<p>この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、売買による所有権移転のための案件です。転用目的は建売分譲を目的としております。</p> <p>転用行為の必要性についてですが、今回計画している当地においては区画整理事業の実施されている地域で、今後宅地化の進む住宅販売に適した地であり、周辺の活性化にもつながるとの思いから計画の実行に至りました。</p> <p>土地選定の理由につきましては、リバーサイドきぬの里としてさくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域です。住宅販売を計画していたところ土地所有者からの協力が得られたため、この土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画につきましては、宅地6区画を計画しております。南北の既存道路から、それぞれ乗り入れを計画しております。外周はコンクリートブロックにて区画界とし、近隣へ被害を及ぼさないようにいたします。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流します。雨水は敷地内の浸透により処理いたします。給水計画については、さくら市の水道管から取水いたします。</p> <p>資金計画につきましては、用地費、建築費、造成費、諸経費合計89,000,000円、全額自己資金でまかないます。</p> <p>金融機関より残高証明書も添付されております。ご審議のほど</p>

		よろしくお願いをいたします。
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号8番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお農地区分は、農地の集团的広がり約7.9haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	担当委員の説明をお願いいたします。
9番	大谷	<p>案内図4-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>東側に宅地、西側と南側に山林、北側に農地と雑種地となっております。</p> <p>この申請は〇〇が、売買により太陽光発電設備として転用する案件です。</p> <p>議案第4号番号6番と同じ申請人です。</p> <p>申請者の〇〇は、太陽光発電事業を主な事業とする、資本金等は議案第4号番号6番と同じであります。</p> <p>転用行為の必要性についてですが、議案第4号番号6番と同じ内容です。</p> <p>土地選定の理由につきましては、陽当たりがほぼ良好で、平坦地であり、道路に接しており、維持管理も容易で、面積及び立地環境は良好であり、土地の所有者から土地を譲り受けることができることになったため、当地を選定いたしました。</p>

		<p>土地利用計画につきましては、太陽光パネル2840枚設置し、850.0Kwの低圧発電所を設置します。施設周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理を徹底します。申請地の東側に住宅がありますので、設置義務のない雨水沈殿池を安全確保のため設置します。また、今後、3発電所を設置する予定もありまして、そのための資材置場を設置する計画です。</p> <p>資金計画につきましては、発電設備、電気工事費、土地取得費等 合計133,000,000円を自己資金でまかさないです。</p> <p>周辺農地への被害防除対策につきましては、砂利の流失は無く、工作物の高さは1.8mなので日照及び通風の面で影響はありません。</p> <p>今月の17日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号9番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお農地区分は、農地の集团的広がりが約0.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	石田	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>

9 番

大谷

案内図 4-9 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

申請地の北側に道路、東・西・南側は雑種地となっております。

この申請は〇〇が、賃貸借により太陽光発電設備として転用する案件です。

申請者の〇〇は、□□□市に本社をおき、太陽光発電事業を主な事業とする、資本金 10,000,000 円の法人であります。

転用行為の必要性及び土地選定の理由につきましては、安定した収入を得るため発電出力 50 Kw 未満の太陽光発電施設を設置する計画を進めるなか、土地所有者から快諾をいただき申請地において太陽光発電の事業を行うものであります。

土地利用計画につきましては、太陽光パネル 400 w を 252 枚設置し、資金の目途はたっており、一日も早く稼働させたいと考えております。

資金計画につきましては、工事費、土地賃料等、総額 15,731,293 円を全額自己資金で賄うこととしております。残高証明書が添付されております。

この事業につきましては、20 年間の賃貸借となっており、撤去処分計画もあります。事業終了は令和 24 年 10 月 30 日を予定しております。その費用につきましては、目安として月 4,200 円、売電収入の一部を積み立てる計画です。

周辺農地への被害防除対策につきましては、申請地はほぼ平坦で、切土・盛土をしないで現状のまま使用します。雨水は敷地内浸透とします。事業敷地外周に 1.2 m のフェンスを設置し、第三者の立ち入りを防止します。架台の最高地上高は 2 m 程度で、境界から 1 m 程度後退して設置しますので、通風、日照への影響はないと判断しております。

今月の 17 日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと考えております。

以上のような状況でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

石田

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号9番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号10番については取り下げとなりました。 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和4年度 第3号 公告予定年月日は令和4年6月30日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規1件、再設定8件、所有権移転が4件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。</p>
議長	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	石田	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	石田	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号6番、報告第2号「農地法第3条の3</p>

第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番は
お目通しを願います。

本日の議題はすべて終了いたしました。以上を持ちまして、さ
くら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

(午後2時14分)